

答 申 書

第 1 審査会の結論

「熊本県知事が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当有期再認定に係る処分（以下「本件処分」という。）に対する平成 30 年 7 月 9 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

特別児童扶養手当に係る障害の程度を認定する基準に照らし、対象児童の障害の状態は 1 級相当である。

その理由としては、前回の診断書の時期より若干 A D L（日常生活活動）は向上しているが、精神障害・行動障害は大幅に多様を呈し、程度も強くなっている。学習面では席に座っていることもままならず、他児童とコミュニケーションをとることも困難である。また、自傷、他害、破壊行為、飛び出し等が著しく、本人や周囲の危険が極めて強い状況である。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件処分に違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

(1) 本件処分に係る法令等の規定について

本件処分に係る特別児童扶養手当の再認定事務は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）及び「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）に基づいて行われている。

(2) 本件に係る認定について

審査請求人が、本件処分に係る特別児童扶養手当再診届と共に提出した特別児童扶養手当認定診断書（以下「本件診断書1」という。）によると、対象児童の知的水準は標準域内であるが、自閉症スペクトラムの診断で、発達障害関連症状、問題行動、日常生活能力の程度等の記載内容から、日常生活において支援が必要であることは認められる。

認定要領に基づき置かれている障害の状態を審査する医師（以下「判定医」という。）は、認定要領に基づき対象児童の障害の状態を審査した結果、知的障害は標準域であり、発達障害関連事象の程度に鑑み、障害等級は2級と判定した。

この判定を受けて、処分庁は、障害の状態が「日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度」（令別表第三2級の15及び16）であることを認め、障害等級を2級と認定したものであり、違法又は不当な点はない。

審査請求後に診断書（以下「本件診断書2」という。）が再提出されているが、審査請求は申請時の診断書に基づく認定手続について審査を行うものであり、新たな診断書を提出する場合は、改めて認定申請を行うべきである。本件診断書2は、審査請求後に診断を行い作成されたもので、今回の審査結果を変更するものではない。

第4 調査審議の経過

平成30年10月19日 審査庁から諮問

同年11月 5日 第1回審議

同年11月15日 審査請求人の主張書面提出

同年11月22日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 法令等の規定について

法3条は、「障害児」を監護する父母等に対し特別児童扶養手当を支給するとしており、「障害児」とは、法第2条第1項において、「二十歳未満であつて、第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。」とされている。同条第5項では、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」とされている。これを受けて、令第1条第3項では、障害等級の各級の障害の状態を別表第三に定めており、その具体的な認定基準は認定要領に示されている。

認定要領2(3)では、「精神の障害の程度の判定にあつては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後等並びに日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと」とされており、認定要領2(4)では、原則として、「障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書(略)によつて行う」とされている。また、認定要領3(1)では、障害の状態を審査する医師について、「都道府県又は指定都市においては、児童の障害の状態を審査するために必要な医師を置くこと」とされている。

これらのことから、障害の認定は、主治医が作成した特別児童扶養手

当認定診断書に基づき、判定医が行った判定結果を受けて処分庁が行うものであって、その判断は、判定医の医学的・専門的な審査判定に基づく処分庁の合理的な裁量に委ねられているものとみるべきである。

(2) 対象児童の障害の認定について

本件では、判定医が、本件診断書1に基づき、対象児童の知的障害は平均域であり、発達障害関連事象の程度に鑑み障害等級2級に相当すると判定している。この判定を受けて、処分庁は、対象児童の問題行動や日常生活の自立度等を総合的に判断した結果、障害等級2級の障害の状態に該当し、1級の「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度」(令別表第三)とはいえない状態として本件処分を行っている。

本件診断書1、特別児童扶養手当認定に係る障害程度判定記録表等を見ると、この処分庁の判断は不合理ではなく、そこに裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

なお、審査請求人は、本件処分後に、審理員に対し、平成30年8月20日付けの本件診断書2を提出し、さらに、当審査会に対し、同診断書に一部事実と異なる記載があったとして、平成30年11月12日付けの診断書(以下「本件診断書3」という。)を提出して、同診断書に基づいて障害の認定をすべきと主張している。

しかし、本件診断書2及び本件診断書3は、それらの診断書の作成日付や内容などからみて、それらを本件診断書1の訂正とみるのは困難であるから、同診断書に基づく処分庁の判断を覆すことはできない。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 出田 孝一

委員 倉田 賀世

委員 松永 寿